週休2日工事実施要領

(主旨)

第1 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(调休2日工事の種類)

- 第2 週休2日工事の種類は、以下のとおりとする。
 - (1)週単位(土日) 対象期間の全ての土・日曜日を現場閉所日とする工事 (週の定義は月曜日から日曜日までとする)
 - (2) 月単位 対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5%以上となる工事
 - (3) 通期 対象期間内において、現場閉所率が28.5%以上となる工事
 - (4) 完全週休2日 対象期間の全ての土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とする工事

(対象工事)

- 第3 県が入札公告等を行う建築工事以外の工事は、週単位(土日)の週休2日工事を原則とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とすることも可能とするが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。
 - (1) 災害復旧等の緊急を要する工事注1)
 - (2) 現場施工期間^{注2)}が1週間未満^{注3)}の工事
 - (3) 地域の実情等により現場閉所が困難な工事注4)

(用語の定義)

- 第4 1 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。なお、年末年始6日間(基本12月29日から1月3日)、夏季休暇3日間(基本8月13日から15日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など(災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示等も含まれる))は含まない。
 - 2 工事完成日とは、片付けを含む現場作業が完了する日のことをいう。
 - 3 現場閉所日^{注5)}とは、予め定めた休工日のことをいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。
 - 4 休工日とは、1日を通していずれの現場作業(現場事務所での事務作業 含む)も実施しない日のことをいう。^{注6)}
 - 5 週休2日の達成とは、第5に規定される取組を実施し、週単位(土日)、 月単位、通期又は完全週休2日のいずれかを達成した場合のことをいう。

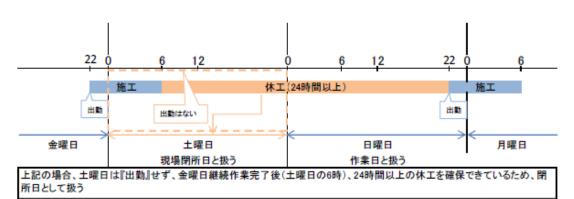
(受注者の取組)

- 第5 1 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、毎週土日の現場閉 所が達成できるよう取組むものとする。
 - 2 受注者は、施工計画書に現場閉所日を明示し、実施する。
 - 3 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、 前日までに監督員に協議し承諾を得る。
 - 4 受注者は、工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間^{注7)}が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外する作業と期間を決定するとともに、変更施工計画書に明示する。なお、やむを得ず週休2日の対象外とする期間^{注8)}を設定する場合は、必要最小限の期間にするものとする。
 - 5 受注者は、別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事 現場において明示する。

(発注者の取組)

- 第6 1 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。
 - 2 発注者は、各部で定めた取扱いに基づき、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上する。
 - 3 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間について、現場説明事項・施工条件明示事項^{注9)}に記載する。
 - 4 発注者は、工事契約後、週休2日の対象としていた期間において、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外する作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書(現場説明書等)に対象外とする期間を明示する。
 - 5 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。
 - 6 監督員は、受注者から第5第4項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
 - 7 監督員は、第5第6項の状況を確認する。
 - 8 監督員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認する。
 - 9 発注者は、第5の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、各部で定めた取扱いに基づき、直接工事費及び間接工事費を補正する。
 - 10 発注者は、受注者が週休2日を達成したことを認めた場合、工事成績評定通知書又は履行実績証明書(様式1)^{注10)}により週休2日の達成を証明するものとする。
 - 11 発注者は、受注者側に週休2日に取組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第 5条に基づき、長野県建設工事請負人等選定委員会に報告するものとする。
 - 12 総括監督員は、第6第12項に基づく報告により、受注者が長野県建設工事請負人等選定委員会から入札参加資格停止の措置があった場合は、工事成績評定において減点を行う。
 - 注1) 災害復旧工事のうち、随意契約を行うような応急復旧工事等のこと。災害復旧工事(本 復旧工事) であることのみを理由として対象外とすることがないよう、留意すること。

- 注2)直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間とする。ただし、当初発注時点に週休2日対象工事とした場合、実績によって直接工事費に計上されている工種等に要する期間が1週間未満となっても、週休2日工事対象外とはしない。
- 注3)5日を超える場合、1週間以上と判断する。
- 注4)「(ア) 災害復旧等の緊急を要する工事」の他、供用時期、施工時間、施工方法などに特別な制約がある工事のこと。ただし、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。
- 注5) 夜間作業において出勤から作業終了までに曜日をまたぐ場合は、出勤していない曜日 で作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、その曜日を現場閉所日とす る。

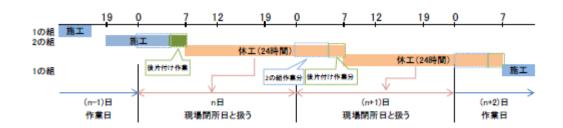


- 注6)以下の行為は現場作業に該当しないものとする。
 - ・ 通行規制に伴う交通誘導
 - ・現場の安全確認(防犯、防火等)のための見回り

また、現場閉所が困難な工事特性である工事(トンネル、ニューマチックケーソン工事等)についても、下記を参考に、当初発注時点において、発注者があらかじめ対象外としている内容と期間を現場説明書に明示することにより、週休2日工事の対象とすることができる。

6-1) トンネル工事

- 6-1-1) 休工日に行う通常施工における切羽変位計測(自動計測や確認等)は、 保守点検の一環として現場閉所扱いとする。
 - ※ 切羽崩落など突発的な対応が必要となった場合も対象期間としない。
- 6-1-2) 2方施工の2の組が翌早朝に行う作業及び発破火薬の後片付け作業は、 その後24時間もしくは48時間以上の休工が認められる場合は現場閉所扱 いとする。



※ なお、トンネル工事に限らず、2方施工の工事は、同様の扱いとする。

6-2) ニューマチックケーソン工事

6-2-1) 沈下掘削期間の休工日に行う送排気設備の運転管理点検は、保守点検の 一環として現場閉所扱いとする。

- 注7) 工事事故等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な 対応期間等のこと。
- 注8) 1週間単位を基本とする。

11月						
日	月	火	水	木	金	±
29 閉所	30	31	1	2	3 祝日閉所	4 閉所
5	6	7	8	9	10	11
閉所		11/5~11/11 対象外			豪雨被災	現場応急
12 閉所	13	14	15	16	17	18 閉所
19 閉所	20	21	22	23 祝日閉所	24	25 閉所
26 閉所	27	28	29	30	1	2 閉所

図. カレンダーによるイメージ (例:10日現場被災、11日応急対応を含む1週間を対象外)

- 注9)農政部発注工事の場合は、特別仕様書とし、林務部発注工事の場合は、現場説明書とする。
- 注10)履行実績証明書(様式1)は、工事成績評定を行わない案件に適用。

附則

(適用期日)

この要領は、令和元年9月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。 附 則

(適用期日)

この要領は、令和2年4月1日以降に起工起案を行う工事から適用する。(閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「02.04.01」と表示される工事から適用する。)

附則

(適用期日)

この要領は、令和2年 10 月1日以降に起工起案を行う工事から適用する。 (閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「02.10.01」 と表示される工事から適用する。)

附則

(適用期日)

この要領は、令和6年4月1日以降に起工起案を行う工事から適用する。(閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「06.04.01」と表示される工事から適用する。)

(廃止通知)

「週休2日工事の発注者指定型による発注への移行について(通知)」(令和5年9月26日付け5建政技第168号)は、本要領の改定に伴い令和6年3月31日をもって、廃止する。

附則

(適用期日)

この要領は、令和6年9月1日以降に起工起案を行う工事から適用する。(閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「06.08.28」と表示される工事から適用する。)

附則

(適用期日)

この要領は、令和7年 10 月1日以降に起工起案を行う工事から適用する。 (閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「07.10.01」 と表示される工事から適用する。)

工事現場における週休2日の実施の明示について

1) 明示方法

下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。

2) 明示内容

「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

3) 掲示板の大きさ

工事件名板(1.1m×1.4m)程度とする。

4) 設置位置

現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所でかつ第三者等へ危害 を与えない場所とする。

5) 掲示板に関する費用

各部の積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。

「週休2日」で工事を実施します

この工事は、建設現場の働き方 改革を推進するため、週休2日 の実施に取り組みます。

発注者: 〇〇建設事務所 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 受注者: 〇〇建設(株) TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

図 掲示板参考図

(様式-1) ○○○号外 令和○○年(○○○○年)○月○日

(会社名) 様

発注機関の長 印

週休2日工事履行実績証明書

下記の工事において、週休2日を達成したことを証明します。

記

- 1 工事名:
- 2 箇所名:
- 3 工期 :
- 4 主任(監理)技術者氏名:
- 5 竣工日: